

## GBRAINセキュア端末レンタル(年額プラン) 利用規約

### 第1条 (規約の目的)

1. この規約（以下「本個別規約」といいます）は、株式会社IHIインフラ建設（以下「当社」といいます）と契約者との間において当社を賃貸人とし、契約者を賃借人とした賃貸借契約（以下「レンタル契約」といいます。）の条件並びにレンタル契約に係る権利義務関係を定めることを目的とします。
2. 本個別規約は、GBRAIN 共通利用規約（以下「共通規約」といいます）に定める個別規約であり、共通規約と併せて適用されるものとします。
3. 本個別規約における用語は、特段の定めがある場合、又は、文脈上、別異に解すべき場合を除き、共通規約にて定義された意味を有するものとします。

### 第2条 (レンタル契約の内容)

1. レンタルの目的である物件（物件を構成する本体及び付属品を指し、以下「物件」といいます。）、権利等（ソフトウェア製品の使用許諾を含みます。）の数量、品名、レンタル期間、レンタル料金、支払条件等レンタル契約に必要な事項その他レンタル契約の内容（以下「契約内容」といいます。）は、当社のECサイト上に定めるものとします。

### 第3条 (レンタル契約の成立及び変更)

1. レンタル契約は、契約者が当社のECサイト上で利用を申し込み、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。なお、レンタル契約は本サービス利用契約の一部を構成するものとします。
2. レンタル契約成立後は、事由の如何を問わず、レンタル開始日までに契約者の都合によるレンタル契約の解除はできないものとします。

### 第4条 (サービス期間)

1. 本個別サービスの利用期間（以下「サービス期間」といいます）は、契約者が本個別サービスの申込をした日が属する月の翌月1日から1年間とし、最低契約期間は1年とします。
2. サービス期間満了の5営業日前までに当社指定の方法で契約者から解約の申し出がない場合、サービス期間は自動的に1か月更新されるものとし、翌年以降も同様とします。
3. 別段の定めがある場合を除き、サービス期間中に途中解約することはできません。

### 第5条 (レンタル期間の延長及び中途解約)

1. レンタル期間満了の5営業日前までに当社指定の方法で契約者から解約の申し出がない場合、レンタル期間は自動的に1か年更新されるものとし翌年以降も同様とします。ただし、当社が物件を延長前と同じ条件で提供できない等の事由がある場合には、当社は何らの責めを負うことなくレンタル契約を終了すること、又は条件を変更することができるものとします。
2. 別段の定めがある場合を除き、レンタル期間中はレンタル契約を解除することはできません。

## 第6条（レンタル料金等）

1. レンタル料金は、当社がECサイト上で定める金額によるものとします。
2. 契約者が共通規約第12条（当社による利用停止、契約解除）第1項に該当するおそれがある等当社が合理的に判断した場合、契約者は、当社の請求に基づいて、レンタル契約に基づく契約者の債務履行を担保するため、当社が別途定める前払レンタル料金又は保証金を支払うものとします。
3. 前項の前払レンタル料金又は保証金の支払条件については、当社が別途定める内容に基づくものとします。
4. 契約者が物件を滅失（所有権の侵害を含みますが、この限りではありません。）又は毀損（物件が修理又は操作不能の状態をいい、パスワード、ライセンス認証及び当該物件を制御するクラウド上の設定の未解除等の原因を含みますが、この限りではありません。以下、滅失と総称して「滅失等」といいます。）させたときは、契約者は当社に対し、3万円又は物件の再調達価格のいずれか高い方の違約金を支払うものとします。ただし、滅失のうち盗難については、契約者は、違約金3000円とともに物件の滅失等の時点からレンタル期間の終了時までのレンタル料金を支払うものとします。なお、物件の滅失等の時点で当該物件のレンタル契約は当然に終了するものとします。
5. 当社は、レンタル契約成立後レンタルの開始までに、レンタル契約成立時には予想できない経済情勢の変動等があった場合には、レンタル料金を変更することができるものとします。

## 第7条（納品）

1. 当社は、物件を契約内容に定められた納期及び納品場所（日本国内に限ります。）に、当社の決定した手配方法により納品するものとします。

## 第8条（受入検査）

1. 契約者は、当社による物件の納品日の翌日から起算して5営業日以内（以下「検査期間」といいます。）に受入検査を行うものとします。
2. 契約者は、前項に定める受入検査の結果、物件に関して、数量、品名、仕様、品質、性能に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます。）があるときは、直ちに当社に書面で通知するものとします。当社は右通知に合理的な理由があると判断した場合には、物件の交換に応じるものとします。
3. 契約不適合の物件に関して当社が前項による交換を行った場合における受入検査は、前2項の定めによるものとします。
4. 第1項及び第3項の受入検査に合格したときは、契約者は、受入検査に合格した日（以下「受入検査合格の日」といいます。）と受入検査に合格した旨を当社に書面で通知するものとします。
5. 第2項又は前項の通知がなく、検査期間を徒過した場合は、検査期間終了の日に受入検査に合格したものとみなします。

## 第9条（物件の保証）

1. 当社は、物件の受入検査合格の日以後1年間（以下「保証期間」といいます。）は、物件の性能についてのみ保証するものとし、物件の契約者の使用目的への適合性その他の事項については、契約者及び第三者に対して一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（物件の性能不良に対する対応）

1. 保証期間中、性能の不良により物件に以下の各号に該当する事象（以下「自然故障」といいます。）（以下同じ。）（修理又は修理を行うことにより操作が可能となる状態をいいます。以下同じ。）が生じた場合、当社は、物件を無償で修理又は交換（以下「交換等」といいます。）するものとします。
  - 充電ができない、電源が入らない場合。
  - ボタンが反応しない。ディスプレイが反応しない、映らない。
  - 音声がかんた聞こえない。
  - SIMカードは正常に動作しているにもかかわらず、通信ができない。
  - その他、当社が不良があると認めた場合
2. 保証期間満了後、レンタル期間中の自然故障について、当社は、契約者が交換等の手数料として3000円を支払うことにより、物件を交換等するものとします。
3. 保証期間中又は保証期間後レンタル期間中において、契約者の責に帰すべき事由により物件が破損（物件に傷又は汚れが付く等の状態をいい、故障は含みません。）した場合、当社は、契約者が手数料として3000円を支払うことにより、物件を交換等するものとします。
4. 前三項の規定は、電池劣化をはじめとする経年劣化又は通常損耗を原因として故障（修理又は修理を行うことにより操作が可能となる状態をいい、自然故障を含みます。以下同じ。）又は破損した場合は、適用しないものとします。ただし、契約者が物件の交換等に要する実費相当額を支払うことにより、当社は交換等に応じるものとします。
5. 第1項から第3項に定める物件の交換等に過大の費用又は時間を要する場合、当社は、何らの責めを負うことなくレンタル契約を解除することができるものとします。
6. 物件の全部又は一部を構成するソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます。）の脆弱性が発見され、又はアップデートを要する場合（BIOSを起因とした脆弱性及びアップデートを含みますがこれらに限られません。）については、第7条（受入検査）第2項に定める契約不適合及び本条第1項に定める物件の性能不良に該当しないものとします。契約者は、当該脆弱性の解決、アップデートを自らの判断に基づく責任と費用において実施するものとし、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（物件の使用保管）

1. 契約者は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、当該使用、保管に要する費用は契約者の負担とします。
2. 物件の設置・保管・使用を原因として、第三者に与えた損害については、契約者がこれを賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、物件が第三者からの強制執行その他の法律あるいは事実的な侵害を蒙らないように物件を保全するとともに、仮にそのような事態が発生したときは、直ちにこれを当

社に書面で通知し、かつ速やかにその事態の解消を図るものとします。

4. 前項の場合において、当社が物件保全のために必要な措置をとった場合、契約者は、その一切の費用を負担します。
5. 契約者は、当社の書面による承諾を得ないで次の行為はできないものとします。
  - 物件の譲渡、転貸、改造をすること
  - 物件に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること
  - 物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定すること

#### 第12条（使用地域等の範囲）

1. 契約者は、物件を日本国内においてのみ使用するものとします。
2. 当社が、物件の所在場所の確認を求めた場合、契約者は書面にて5営業日以内に回答するものとします。

#### 第13条（物件の返還）

1. 契約者は、当社に対して、レンタル期間が終了した場合はレンタル期間終了日から14日以内に、レンタル契約又は本レンタル約款の解約又は解除がなされた場合は解約の日又は解除の日に、それぞれ当社の指定する場所に当社の決定した手配方法により物件を原状に回復したうえで返還するものとします。なお、契約者は、第9条（物件の性能不良に対する対応）第1項により物件の交換がなされた場合、交換前の物件を、交換後の物件が契約者に納品された日の翌日から起算して5営業日以内に、同様の場所、方法にて当社に返還するものとします。
2. 物件にデータ（電子的情報）を記録した場合、又はクラウド上に物件固有の識別データ等を記録した場合、その他物件を通じて読み取り可能なデータが残存している場合、契約者は、自らの責任と費用負担により当該データ等を消去して当社に返還するものとします。万一、残存したデータ等の消去、漏洩等により、契約者及び第三者に損害が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 物件に物件以外の動産を同梱し、又は付着させている場合（以下、当該動産を「同梱・付着物」といいます。）、契約者は、自らの責任と費用負担で同梱・付着物を全て分離取去したうえで当社に返還するものとします。万一、物件に同梱・付着物が含まれた状態で返還された場合、契約者が同梱・付着物の所有権を放棄したものとみなし、契約者に通知することなく、これを廃棄できるものとします。なお、当社は、保管期間中における同梱・付着物の劣化、毀損、汚損等について、一切の責任を負わないものとし、また同梱・付着物の廃棄により契約者及び第三者に損害が発生した場合においても当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者が故障又は破損した物件を返還した場合又は契約者が第2項前段若しくは前項前段の義務を履行せずにデータ等を残存させ、若しくは同梱・付着物が含まれた状態の物件を当社に返還し、当社の費用負担によりデータ等の消去、前項後段に基づく同梱・付着物の保管及び廃棄が行われた場合、当社は、契約者に対して、当社が負担した費用（契約者のほか第三者に対して負担した費用も含みます。）、その他当社の被った損害の賠償を請求で

きるものとしします。

#### 第14条（違約金）

1. 契約者は、事由の如何を問わず物件の返還をなすべき場合において物件の返還を遅延したときは、物件の返還をなすべき日が属する月から返還の完了日が属する月まで、違約金として、当社が定める毎月1カ月あたりのレンタル料金を当社に支払うものとしします。この場合、違約金の計算については、1カ月単位で計算し、日割り計算をしないものとしします。

#### 第15条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、交通機関の事故、通信回線の事故、感染症・疫病の大流行、その他両当事者の責めに帰すことができない事由により生じた履行遅滞及び履行不能について、いずれの当事者も責任を負わないものとしします。
2. 前項の場合、契約者又は当社は、相手方に対し書面で通知したうえで、レンタル契約の全部又は一部を変更又は解除することができるものとしします。

以上